

議案第 72 号

上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上富田町子ども医療費の支給に関する条例（平成 18 年条例第 32 号）の一部
を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出
上富田町長 奥 田 誠

理 由

社会保険診療報酬支払基金の名称変更に伴い、所要の改正を行うため本案を
提出する。

上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 8 年 9 月 11 日
条 例 第 21 号

（上富田町子ども医療費の支給に関する条例の一部改正）

上富田町子ども医療費の支給に関する条例（平成18年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「和歌山県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。